岩手県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、平成22年度第五種共同漁業権に係る増殖目標を次のとおり指示する。

平成22年2月26日

岩手県内水面漁場管理委員会 会長 島 川 良 彦

					種苗放	流数	(kg)					産	卵場道	造成箇	所数	(箇所	r)		人工ふ化数 (万粒)				
			あゅ	やまめ	いわな	う	ſĭ	ふ	ひ	もくず	あ	や	٧١	う	カュ	IJ	Š	わ	あゅ	う	わかさ	カュ	
河川名	免許番号	漁業権者名				な	V	な	め	がに	ゆ	ま	わ	ぐ	じ	٧١	な	か		ぐ	ぎ	じ	
						ぎ			ま			め	な	٧١	カュ			さ		٧٧		カュ	
									す									ぎ					
有家川	内共第1号	種市南漁業協		60	30																		
		同組合																					
久慈川	内共第2号	久慈川漁業協	1,000	1,700	300	20					2			2	1	1	1		6, 300		300		
		同組合																					
安家川	内共第3号	安家川漁業協	100	400	50									10									
		同組合																					
		下安家漁業協	1, 100	1, 900	20	20				1,000尾	2			3	3				_				
		同組合																					
普代川	内共第4号	普代村漁業協		70	30									2									
		同組合																					
松前川	内共第5号	田野畑村漁業	10	10	10																		
		協同組合																					
小本川	内共第6号	小本川漁業協	1, 030	460	100	10								1	1								
		同組合																					
		小本河川漁業	700	400		20		30			2			1	1				_				
		協同組合																					
摂待川	内共第7号	田老町河川漁	50	60	19						4	2		2									
田代川	内共第8号	業協同組合	100	60	20						8	11		2									
閉伊川	内共第9号	閉伊川漁業協	1, 500	1, 300	600	30					13			16	10								
		同組合								_													
津軽石川	内共第 10 号	豊間根淡水漁		80	80									1									
		業協同組合																					

		宮古漁業協同	150									1							
		組合																	
大槌川	内共第 11 号	大槌河川漁業	300	120	20	5			2			2							
小鎚川	内共第 12 号	協同組合	200	120	7	5			2			2							
鵜住居川	内共第 13 号	鵜住居川漁業	400	50	30	10	10		3			4							
		協同組合																	
片岸川	内共第 14 号	唐丹町河川漁	50	15	15				2			1							
熊野川	内共第 15 号	業協同組合	50	15	15				2			2							
吉浜川	内共第 16 号	吉浜漁業協同		52	31							2							
		組合																	
盛川	内共第 17 号	盛川漁業協同	800	400	50	30			7			1	2				4, 500		
		組合																	
気仙川	内共第 18 号	気仙川漁業協	1, 573	800	100	50	10		2			22	2				4,800		
		同組合																	
新井田川	内共第 19 号	西部九戸河川	200	140	30	30	10			2	2	2							
		漁業協同組合																	
馬淵川	内共第 20 号	上馬淵川漁業	900	400	100	20						5							
		協同組合																	
		南部馬淵川漁	2, 500	200	100	50						2	2						
		業協同組合																	
米代川	内共第 21 号	岩手県米代川		37	30							2							
		漁業協同組合																	
北上川(上流	内共第 22 号	上北上川漁業	530	200	65	30	10					2	1						
部)		協同組合																	
岩洞湖	内共第 23 号	岩洞湖漁業協		80	60		200	120				5		10	5	5		20,000	
		同組合																	
松川	内共第 24 号	松川淡水漁業	200	150	300							4	3						
		協同組合																	

雫石川	内共第 25 号	雫石川漁業協	2,000	500	150		350			16	1					1,000	
		同組合															
		雫石川東部漁	200	30	20	10	10			5	2						
		業協同組合															
築川	内共第 26 号	盛岡河川漁業	300	200	30	10				5	2						
		協同組合															
稗貫川	内共第 27 号	稗貫川漁業協	1, 200	500	80	30				38	2						
		同組合															
猿ケ石川	内共第 28 号	上猿ケ石川漁	700	300	100	20	50			25		1	1		100		1
		業協同組合															
		猿ケ石川漁業	400	150	50	30	100				1	1	1	10	10	300	
		協同組合															
豊沢川	内共第 29 号	豊沢川漁業協	600	180	20	10	10			32							
		同組合															
和賀川(上流	内共第 30 号	西和賀淡水漁	300	50	50					1	1						
部)		業協同組合															
和賀川(下流	内共第 31 号	和賀川淡水漁	1, 200	300	100	10				3	3						
部)		業協同組合															
胆沢川	内共第 32 号	胆江河川漁業	250	40	10	5				4	3						
広瀬川	内共第 33 号	協同組合		20		5				2							
人首川	内共第 34 号			40	10	5				3							
衣川	内共第 35 号	衣川漁業協同	300	30	30					5							
		組合															
磐井川	内共第 36 号	磐井川上流漁		100	200					1							
		業協同組合															
砂鉄川	内共第 37 号	砂鉄川漁業協	1,500	300	20	20				19	3						
		同組合															
大川	内共第 38 号	室根淡水漁業	70	30	10					4							

津谷川	内共第 39 号	協同組合	20	20	10								3								
	合 計		22, 483	12, 069	3, 102	485	790	120	1,000尾	51	15	2	265	44	13	8	15	15, 600	110	21,600	1

注1 種苗放流する稚魚の標準サイズを次のとおりとする。

あゅ	1尾の重量	6グラ.
やまめ	IJ	6 "
いわな	"	6 "
うなぎ	IJ	30 "
こい	"	50 "

- 2 さくらますは、やまめの放流をもって増殖とみなすものとする。
- 3 沿岸河川における稚あゆの放流は、自河川採捕の稚あゆを自然遡上が困難な上流部に放流する場合を含むものとする。
- 4 うぐいは、くき瀬を産卵場造成として併用する場合は、くき瀬漁業の禁漁期間を設定するなど産卵場の保護措置を講ずるものとする。
- 5 こいの種苗放流を実施する場合は、コイヘルペスウイルス病まん延防止対策に係る委員会指示を遵守するものとする。
- 6 ふなの種苗放流は、コイヘルペスウイルス病の汚染区域外の安全な種苗を用いるものとする。